

群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会議事規則

平成 4年 7月15日

公平委員会規則第1号

改正 平成 5年11月19日公平委規則第1号

平成12年 3月21日公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議は、必要に応じ、随時開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集し、これを運営するものとする。

3 会議を開催するときは、委員長は、あらかじめ開催の日時及び場所並びに会議に付する事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(事務局長等の出席)

第4条 事務局長及び事務局職員で、委員会が必要と認めるものは、会議に出席するものとする。

(議事日程)

第5条 会議の議事日程は、事務局長が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第3項の議事録は、事務局長が作成し、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員及び事務局職員の氏名

(3) 会議の内容

2 前項の議事録には、出席した委員が記名押印するものとする。

(その他)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年11月19日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県町村等非常勤職員公務災害補償組合、群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会議事規則の規定は、平成5年6月8日から適用する。

附 則（平成12年3月21日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組

合公平委員会議事規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。